

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p><b>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</b></p> <p>本事業は障害者差別解消法に基づく相談・紛争解決体制の整備のため広域的・専門的な相談に対応する「広域専門相談員」及び市町村職員等の支援、人材確保・育成を行う「地域支援相談員」を設置するとともに、障がい者を理由とする差別解消のための普及啓発を行うものである。</p> <p>障がい者を理由とする差別に係る相談支援や市町村等との連携・調整、差別解消のための普及啓発に係る業務を行うにあたっては、公正中立な立場で、障がい者の障害特性にも十分配慮した対応が必要であるほか、障害者差別解消法をはじめとした福祉関連法令の深い知識を有し、障がい者福祉に係る専門的な知識と技能により適切に相談に対応しなければならない。</p> <p><b>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</b></p> <p>(一社) 岐阜県社会福祉士会は、5つの支部と約500名の会員数を擁する県内全域にわたる組織力を有し、福祉に関する専門的知識及び技術を用い、福祉に関する相談に応じ、助言、支援、関係者等との調整などを行う専門職である社会福祉士(国家資格)の職能団体であり、福祉関係法令の深い知識を有している。</p> <p>本事業は、障がい者を理由とする差別に係る相談対応、市町村等との連携・調整、障がい者を理由とする差別解消のための普及啓発という業務の性質上、公正中立な立場の団体である必要がある。</p> <p>また、障がい者を理由とする差別が心理的虐待にもつながることから既設の権利擁護センターとの連携が不可欠である。加えて、対応が難しい相談対応業務の実施にあたり、県弁護士会、県医師会との連携もそれぞれ不可欠である。</p> <p>さらに、本事業は障がい者を理由とする差別を解消し、障がい者の人権を守るための取組実績、その知識やノウハウを有していることが必要である。</p> <p>同法人は、既に平成24年から岐阜県障害者権利擁護センター業務を受託し、虐待等の相談対応及び虐待防止研修を行うなどの実績を有しており、本事業実施にあたって、権利擁護センター受託団体として、同センターとの連携を行うことができる。</p> <p>また、虐待・暴力・ハラスメント・いじめの防止など、人権擁護の促進を重点事項に掲げ、障がい福祉専門委員会等を組織し、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、医師会、市町村及び市町村社会福祉協議会等関係機関とも連携し、成年後見人等候補の推薦、成年後見人の要請、受任者支援など障がい者の人権擁護に積極的に取り組んでおり、県弁護士会や県医師会との連携実績や障がい者の人権を守るための取組実績を有している。</p> <p>以上により、(一社) 岐阜県社会福祉士会は、障がい差別に係る相談、市町村等との連携、障がい者を理由とする差別解消のための普及啓発に適切に対応できる能力と実績を有し、公正中立な立場から業務を行うことができる県内唯一の団体である。</p>